

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和3年3月18日（木） 午後1時00分
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 岩藤委員長・林副委員長・三輪委員・吉津委員・橋本委員
中平委員・綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 先野委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・岡本主査
8. 協議事項
3月定例会本会議（3月18日）から付託された事件（議案3件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後1時00分 閉会 午後1時41分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年3月18日

総務民生常任委員長

岩 藤 睦 子

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

岩藤委員長 本日の出席委員については委員 7 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 3 件について、審査を行います。それでは、はじめに、議案第 42 号「令和 2 年度 長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 委員の皆様、お疲れ様です。「介護保険事業特別会計補正予算」につきまして、予算書では 8 ページになりますが、第 1 表「繰越明許費」として介護保険事業特別会計の一般管理費 831 万円を設定しております。これは、12 月補正予算として議決いただきました「システム改修委託料」の全額を繰り越すものでございます。繰越の理由といたしましては、システムの開発元において、計画、設計段階での不測の日数を要し、事業の年度内完了が困難になったためでございます。なお、現段階において、事業完了は令和 3 年 7 月を予定しております。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 42 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 42 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 43 号「長門市介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 議案第 43 号の条例改正につきましては、別添の追加議案参考資料 1 ページに改正の趣旨及び内容等を、また、改正箇所につきましては、2 ページに条例の新旧対照表をお示ししており、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

吉津委員 お疲れ様です。1 点だけ。改正の内容にも書いてあるんですけど、「介護保険料の標準 9 段階のうち、市町村民税本人課税層に当たる第 6 段階、第 7

段階、第 8 段階及び第 9 段階の境目となる基準所得金額が見直された」とありますが、これによって被保険者にどのような具体的な影響があるのか。また、その対象はどうなるのかをお尋ねいたします。

松尾高齢福祉課長 まず具体的な影響でございますが、合計所得金額が 200 万円から 210 万円までの方、及び 300 万円から 320 万円までの方につきまして所得段階が 1 段階引き下げとなり、介護保険料が安くなります。次に対象者につきましては、令和 2 年 7 月に国へ報告いたしました基準所得金額の設定等に係る調査の数値によりますと、合計所得金額が 200 万円から 210 万円までの方については 108 人、300 万円から 320 万円までの 52 人が対象となります。長門市の所得段階で表しますと、国の標準所得段階 9 段階を 10 段階に細分化しております。合計所得金額が 200 万円から 210 万円までの 108 人の方については、第 9 段階から第 8 段階へ、300 万円から 320 万円までの 52 人の方については第 10 段階から第 9 段階に引き下げられることとなります。

中平委員 今松尾課長のほうから、保険料が安くなるというお話がありましたが、実際の金額等が分かりましたら。

佐方高齢福祉課長補佐 9 段階から 8 段階になる方の保険料は、年額 8 万 9,820 円から 7 万 7,844 円、10 段階から 9 段階になる方の保険料は年額 10 万 1,796 円から 8 万 9,820 円に下がることとなります。それぞれ年額で 1 万 1,976 円下がることとなります。

岩藤委員長 ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 43 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13 : 06 —

— 再開 13 : 07 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、議案第 44 号「工事請負契約の一部を変更することについて（長門市光ファイバー網整備事業施設整備工事）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

長尾企画総務部長 それでは、議案第 44 号「工事請負契約の一部を変更することについて」の補足説明をいたします。本議案は、日置地区及び油谷地区における長門市光ファイバー網整備事業施設整備工事につきまして、電柱への添架

に係る回答等に想定以上の期間を要したことにより、一部未完了工事が生じたことから、契約金額を減額するものでございます。

岩藤委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 議案参考資料の3ページの「主な変更理由」の中に、「非常用自家発電機及び無停電電源装置の仕様の見直しを行ったことによる減額」とありますが、仕様の見直しとは具体的にどういう意味でしょうか。

河野光ファイバー網整備推進室長 この無停電装置も含めまして、仕様につきましては、基本的に詳細設計時のポリシーといたしまして、工事費を抑制するという方向で行うように指示をしております。その結果、トータルで750万円の減となっているところでございますけれども、その中で無停電電源装置につきましては、当初30分程度稼働できる機器というふうに想定していたんですけれども、自家発電装置は停電時の自動切替に要する時間が40秒以内ということにして、無停電電源装置を2分程度稼働できるもので十分ということに変更したものでございます。これにより減額になったということでございます。

中平委員 「実施設計による数量変更のための減額」とありますが、具体的な内容をお尋ねいたします。

河野光ファイバー網整備推進室長 先ほども申しましたように、当初発注時は机上での設計でございまして、それを現場の実績に基づきまして仕様の見直しを行ったものでございます。主には、シェルター設備につきまして、空調設備ですけれども、これの規格を見直しまして16キロワットから5キロワットに変更いたしております。それから電送路設備といたしまして、実施設計により光ファイバー網整備ルートの見直しを行った結果、施工延長を減としております。それから、電送路設備、メッセージャーワイヤー、スパイラルハンガーこのあたりで当初計画では、同軸ケーブル等、その支持体となりますメッセージャーワイヤー、これはそれぞれ独立して存在しているものというふうに設計いたしておったんですけれども、メッセージャーワイヤーの機能を有した同軸ケーブルが設置してあった関係で、新規にメッセージャーワイヤーを布設する必要があったことから、これは増額というふうになっております。それから電送路設備につきましては、宅内工事の世帯数について、告知端末のみの契約の方が、これは今指定管理でお願いしておりますながとてればさんのほうでは把握できていなかった、発注の中では告知端末のみの方の数字がいていなかったというところから、そこをプラスいたしております。それから、区域外受信点設備につきまして、本工事の中で域外、旧周波のほうの受信点を新規に設置する予定でそれに向けた現地調査を行ってきたんですけれども、なかなか良いレベルが出てこなかったこと、それから工事の始まりからして、実は春先の部分が季

節変動により受信状況が悪くなる可能性もありまして、そこは引き続き調査を行いながら、有効な場所に受信点を設置したほうが良いだろうというところからこちらのほうを、今回につきましては設置を行わないという結論に至ったところでございます。それから電源設備につきまして、無停電装置を10キロから3キロに変更いたしております。それから、監視制御装置ということで、当初新規で監視制御装置を導入することといたしておりましたが、既設の危機を利用することが可能であった部分について、監視装置の仕様を変更したものでございます。それからヘッドエンド装置といたしまして、実施設計により、各種機器を調査したうえで効率的に通信信号を分配したところ、アッテネータと言いまして、これは出力を抑える機械なんですけれども、これを使用しなくても安定した通信レベルを確保できたため、アッテネータの数量が減となったと。以上でございます。

林委員 今回変更契約ということで、工事請負代金の額が9,506万900円の減額と。もう1点、工期も若干ですけども変更になっている。その工期変更の理由については、議案説明資料の中に、一番最後の(7)に「受注者より工事請負契約書第21条の規定に基づき、工期延長申請書が提出されたことによる工期の変更」というふうにうたわれています。現実問題これはいろいろ仕様の変更とか、先ほど河野室長がお答えになったようないろいろな増減手続きが取られたんですけど、工期自体は、令和3年3月31日までに完了するというふうに見えていいんですか。

堀企画総務部政策調整監 工事について完了するかというお尋ねでございます。私どものほうで現在変更させていただいた工事につきましては、当然工期内で納めさせていただくということで考えておるところでございます。先に補足説明をさせていただいたとおり、これにあたっては未完了工事部分も発生しておるところでございまして、これの理由について、電気通信事業者への添架申請、これについて回答が遅れたことで着手ができない部分が発生したということでございます。これについては新年度で改めて工事を行うことで実施を図りたいというふうに考えておるところでございます。

林委員 ちょっと確認なんですけど、令和3年に繰り越してやる事業というのは、そういう手続きというのは取っていましたっけ。

堀企画総務部政策調整監 現在、令和3年度に行う工事ということで、先の予算決算委員会でもお話をしたとおり、第3期の工事といたしまして、青海島、真木、渋木、更に俵山地区においてのケーブルテレビの工事については予算化をさせていただいて、繰越財源ということで実施させていただきます。今回未施工で終わった工事につきましても、この繰越財源を活用させていただいたうえで、実施させていただこうというふうな考え方をしております。

中平委員 すいません、最後の質問ですけど、先ほどの「主な変更理由」の(3)インターネット上位回線の増強工事を追加施工したことによる増額」とありますが、具体的な内容と金額をお尋ねいたします。

河野光ファイバー網整備推進室長 これは現在上位回線については、上位1ギガということで運用を行っているんですけども、これについてデータ通信容量がすでに限界量に達しているというところから、すでに日置・油谷の工事が終わったところ、それから三隅地区においても、サービスに支障をきたしているというところから、本工事にて日置・油谷のFTTH全て完成した場合、更なる通信容量の増加が見込めるために、早急に上位回線を増強する必要があったことから本工事内で追加したところでございます。具体的には、現在メインで使っている上位回線が1ギガございまして、サブの上位回線といたしまして1ギガを保有して合計2ギガを持っていたんです。そこについて、両方メインで使えるような形での暫定処理という形で上位回線の増強をいたしております。なお、先ほどご承認いただきました青海島、渋木、真木、俵山地区の整備におきましては、長門地区、今度は全体の利用を見据えて更に増強するという予定にしております。

中平委員 すみません、金額を。

河野光ファイバー網整備推進室長 本工事内で追加施工したことによりまして、およそ630万円の増額となっております。

綾城委員 今500いくらのものがありましたけど、今の主な理由について、それぞれの内訳を教えてくださいませんか。1から6くらいまでありましたよね。7は申請書・・・

河野光ファイバー網整備推進室長 まず、先ほど中平委員にお答えした部分も含めまして、金額の増減をお答えいたします。まずシェルター設備の中の空調を見直した部分については、300万円の減と。電送路、光ファイバーケーブルの数量が減となったところについては、マイナスの9,000万円。逆にメッセンジャーワイヤー、スパイラルハンガーを追加した部分については9,000万円プラス。宅内工事世帯数の変更を告知端末のみの世帯数増をした部分が1,600万円プラスでございます。区域外受信点を建設しなかった部分について730万円の減。それから電源設備について無停電装置の仕様を変更したことに伴うものについては190万円の減と。それから監視装置の仕様変更を行った部分についてはマイナス530万円、ヘッドエンド系のアッテネータ、先ほどの数量減になった部分については60万円ということで、トータルでいきますとマイナス750万円というふうになっております。

綾城委員 ごめんなさい、聞き漏らしました。6番の、要は電柱ですね。あそこが主な原因というふうな説明をされていますけど、これはだいたい、増減なの

で、増減の中だからあれですけど、これはだいたいどれくらいの金額なんですか。どの部分か説明を。

河野光ファイバー網整備推進室長 6番の部分の説明といたしまして、電柱管理者からの回答が想定を超えた形で遅れたという部分につきまして、要は残りの9,500万円の内訳にもなってくると思うんですけども、まず電柱施設といたしまして、自営柱建柱が22本と。それから、引き込み工事についてが368件、告知のみ等ですね、それから光変換装置と言いまして、V-ONUと言っって、これは壁に付く機械なんですけども、これについての施工が4,600分の4,200が終わって、残りの400を計上、それから通信系のD-ONUというインターネットのモデムなんですけど、これを1,040件中796件終えまして、残りの244台の設置を今回計上していると。それから同軸ケーブルの撤去ということで、132キロを計上いたしております。

綾城委員 主な理由が電柱とかそういった電柱の添架申請、ちょっと許可が下りなかったということだったと思いますけども、これこの度の予算のほうでも4,500万円で一般財源化してやられましたけど、前おっしゃられたときに1期が約8,900万円ですかね、残工事があると。今回は9,500万円の増減、減額ということで、これ財源手当についてはどうなる、どういうふう考えられているのかということ。1期の8,900万円のほうも含めてお尋ねします。

堀企画総務部政策調整監 1期も含めてのお尋ねということでございますが、1期につきましても8,000万円強についての残工事部分の施工につきましては、過疎対策事業債を充てさせていただくことで実施をさせていただいたところでございます。この度の残工事につきましては、先ほども申しましたように、林委員のご質問にもお答えしたとおり、繰越財源を活用させていただいたところではございますけども、この財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応等の創生の臨時交付金、これを活用しながら、うち一般財源を使わせていただくということも検討しておるところでございます。一般財源につきましては、今後1次、2次のコロナ交付金の実績額の残も発生が想定されることから、これを活用いたしまして圧縮を図っていくということで考えさせていただいております。

綾城委員 この度は過疎、1期分は過疎、この度の分についてはコロナの臨時交付金を充てて、一般財源はできるだけ手出しがないように、市の持ち出しがないようにしていくということでしたけども、たまたま臨時交付金があつて何とかなっている部分もあるというふうに思っておりますので、今後、これ以上増えない、増えないというところがやっぱり大事なかなと思います。それは4期についても一緒かなと。4期のあれにまたいろいろあつてプラスアルファが出ていくというようなことがないように工事を管理していくというのは大事なかなと思

うんですけれども、たとえば副市長に 1 点お尋ねなんですけれども、これちょっと今更感はあるんですけれども、昨年までは 1 名の体制でやってきたと。課の中にもありますけれども、今年は 2 名体制にしたというところで、4 期で最後の集大成、いろんなことをやっていかなければいけない。今 1 期の件もある、2 期の件もある、そしてまた 3 期、続いて 4 期というのが今からドサッと来るわけなんですよね。今の体制で、今 2 人、課の中にありますけれども、今から班体制でやっていくというふうなことも前は言われていましたけれども、本当に果たしてこの特殊なことがそういう体制の中でできるのか、というのはすごく思っているんです。最初からチームにしたほうが良かったなというのは私の反省なんですけれども、そのへんで、最後の集大成をきちんとした体制を組んで乗り越えていくというか、市民の皆さん待っていらっしゃいますから、期待にしっかり応えられるように、財源にも迷惑をかけないようにですね、そのへんのお考えというのはどういうに持っていらっしゃるのか、副市長にお尋ねいたします。

大谷副市長 それでは私のほうからお答えを申し上げます。以前こちらの委員会なりでお答えしたかもしれませんが、とにかく来年度の企画政策課につきましては、デジタル化の推進、これはもう国を挙げてデジタル庁の創設とか言われている中、これに 1 日たりとも遅れを取らないようにという形で、仮称ではございますけれども、デジタル推進班なるものを、体制を整えていきたいというふうに今思っているところです。このデジタル推進班は、当然、こちらで今進めております、本市が周回遅れとなっておりました光ファイバー網、FTTH 化、これも当然含めてチーム編成をいたしますし、それからスマート市役所、デジタルの関係の市内に向けての光ファイバー網が出来上がることによって、市民の皆様にとりだけの福祉の向上が、公共の福祉と言いますか、その向上が図られるか、こういったところも市民の皆様のサービス向上に繋がるデジタル化についても検討してまいる班にしてまいります。当然そのために必要となる基盤整備、いよいよ、先ほどもおっしゃいましたように 4 期工事という形で集大成を迎えるわけです。最後の年はセンター局の整備も含んでおります。これが完成して初めて 100 ギガですか、いわゆる 5G の世界が目の前に現れてくるわけでございますけれども、そういった意味で、チームを拡充いたしますので、班という形で拡充いたしますので、その中でこの基盤整備をまずは完成に導き、そしてデジタル市役所、市民の皆様へのデジタル社会が完全に現れてくるように、職員一丸となって進めてまいると、そういう覚悟で今は臨もうというふうに考えているところでございます。

橋本委員 ちょっと素人の観点から 1 つだけ確認のためにお伺いいたします。主な変更理由の中の 2 番に、「実施設計による数量変更のための減額」とありますよね。これは今回減額になっちょるから数量の減額で金額も減額になってい

と思うんですけど、逆に言ったら、実施設計によって数量変更のための増額ということもありえますよね。減額がありうるということは、理由の1つに数量の変更のための増額ということもありえますよね。こういうところがあるから工期の延びが出ちよる、これが原因の1つでもあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

堀企画総務部政策調整監 実施設計による数量変更が工期の延びではないかという委員のご指摘でございます。この実施設計の変更ということにつきましては、以前からご質問にもお答えしておりますとおり、早期に工事を完成させるための一括での発注を行ったというところとも関わってくるかというふうに考えております。先般別の委員会でもお答えいたしましたとおり、この一括発注につきましては、工期の縮減ということを我々としては狙ったもの。と言いますのも、設計と施工を分離して発注した場合、発注形態、入札を図る観点から、実施設計終了後、かなりの期間を要しての施工業者の決定になるということもございまして、コロナ禍において部材の発注にも困難を要することが想定される中、できる限り工期を短縮していこうという考え方のもとに行った事業でございます。そういったこともございまして、現在のところはそういう形で工事を発注していこうと考えております。更にご指摘の実施設計による変更、増があったときはどうするのかという話でもございました。当然増に対応した設計に即時に対応した部材の発注、更には施工が可能な形を取っておるというふうに考えておまして、増になったとしても工期に対しては影響を出さない形での実施が可能なものというふうに当方では考えておるところでございます。

橋本委員 もう1つ、素人的な立場から質問させていただきます。工事請負代金が13億5,500万円近いですよ。その増減が9,500万円ですか。ということは、3番のところは増額になっちょる、2番のところは減額になっちょるというのは、そもそも工事請負代金というのは最初に請負代金を決めますよね。これはあんまり意味のないことじゃないかと思うんですが、普通契約書であれば当然材料も数量も捨うはずですよ。捨って見積もりを出すわけですよ。その金額が変わりました、13億円がもうちょっと上がりますよとか、下がる時はまあ良いけど上がる時はすみません見ていませんでした、ということになると自体がおかしいんじゃないかと素人的には思うんですが、いかがでしょうか。

堀企画総務部政策調整監 本事業におきましては、実際に我々のほうで総務省に申請を出させていただくときに、概略で設計をさせていただいた部材等を、数量を精査させていただいたうえ、提出をさせていただいております。これにつきましては、当然これまでのメタルケーブルによるケーブルテレビ放送の数量というのがはっきりしている中で申請のための設計という形で出させていただいているところでございます。これに対して、当然光ケーブルを設置する段

階で、先ほど申しました電柱要因等もございませう。それぞれ現地を精査させていただきます迂回したほうが良いような箇所等の設計をするというような形での設計変更を、現場を見ての設計変更もございませうので、見落としとしておりましたとかいうような発生はないものというふうにご考慮しておりませうし、そういったミスがないような形での、当然総務省の検査も入るわけでご考慮して、そういったことから設計施工について、実際に一括発注をするというような形を取らせていただいたところでご考慮しておりませう。あくまでも実施設計というのは現地調査による精査を行っていただくという範ちゅうでご考慮しておりませうし、積み上げ自体は総務省申請にもしっかりとしたものを出さなければいけないというところでご考慮しておりませうので、こういった形を取ったところでご考慮しておりませう。

橋本委員 最後にまた素人みたいなことですが、ということは工事請負代金というのはあくまでも概算という感じで思っちゃったらよろしいですかね。

堀企画総務部政策調整監 委員からのご質問、概算かということでご考慮しておりませう。もちろん設計書の積み上げ内容につきましては、当初こちら側から発注させていただいたもの、更には総務省の申請をしたもの、員数を示す品数、部材ですね、これについては同様の形を取っておりますので、概算かとおっしゃれば概算というところにあたるというふうに思いますがけれども、当然精査を求められたうえでの申請でご考慮しておりませうので、そういう観点から我々はこの発注形態を取らせていただいたというところでご理解をいただいたらと思っております。

綾城委員 今の 5 番の「日置支局内の空調設備について、非常用電源から電力が供給できるように設備改修を追加施工した」と。これ、三隅のほうは、日置はこれで追加施工で良いんですけども、三隅のほうというのは何か改善とかされているんですか。

河野光ファイバー網整備推進室長 今そのあたり、今後の維持管理も含めまして指定管理者さんのほうといろいろと課題を整理していく中で、三隅支局についても、エアコンにつきましては、非常用発電装置の配下に付いていないということになりましたので、これはちょっとどこかのタイミングで速やかに実施していきたいというふうにご考慮しております。

岩藤委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 44 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。